

核不拡散ニュース

No.0207

JUNE, 2014

独立行政法人 日本原子力研究開発機構
核不拡散・核セキュリティ総合支援センター

目次

1 核不拡散に関する特定のテーマについての解説、分析 -----3

1-1 米露関係の悪化と核関連分野における協力の現状-3

ウクライナ問題をめぐる米露対立は、オーブンスカイ条約による査察飛行、新 START 条約に基づく査察、ロシア国内の核施設の防護措置強化、新たな核軍縮をめぐる米露協議、欧州へのミサイル防衛システム配備をめぐる米露協議、解体核兵器の処分方法をめぐる協議等に影響を及ぼすと懸念されている。

2 最近の主な国際核不拡散動向のまとめ-----8

2-1 IAEA 核燃料バンクは今年中にホスト国（カザフスタン）との署名へ.....8

IAEA 核燃料バンク設立に関するカザフスタンと IAEA との協議は最終段階に入り、今年中に協定の署名に至る見通しである。核の脅威イニシアティブ（NTI）によって集められた拠出金は、IAEA の管理下でウラン原料の購入と輸送に充てられる、一方カザフスタンはサイトの提供や核物質の貯蔵等、バンクの運用に要するコスト負担を行う方針である。

2-2 G7 ブリュッセル・サミットにおける「2014 年不拡散及び軍縮に関する G7 宣言」の軍縮及び原子力に係る部分の概要（要点）とその現状等9

「2014 年不拡散及び軍縮に関する G7 宣言」の軍縮及び原子力に係る部分の概要（要点）を抽出するとともに、それらの背景、現状、課題等をまとめた。

3 核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの活動報告-----19

3-1 「NDC ワークショップ 2014」参加報告19

CTBT に関する国内データセンター（NDC）ワークショップ 2014 が、2014 年 5 月 12 日から 16 日まで、オーストリア ウィーンにおいて開催された。日本の CTBT 国内運用体制である事務局（公益財団法人日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター）、NDC-1（一般財団法

人日本気象協会) 及び NDC-2 (原子力機構) の 3 者共同で取り組んだ、NPE2013 の解析結果について報告を行った。

3-2 バングラデシュセミナー概要 21

昨年実施した現地ニーズ調査に基づき、バングラデシュ外務省の全面的な支援のもとバングラデシュ原子力委員会 (BAEC) と共に、原子力の平和利用に関するセミナーを開催し、今後の協力のため、担当諸機関との意見交換を行い、具体的なトレーニング等の内容、方策について検討した。

1 核不拡散に関する特定のテーマについての解説、分析

1-1 米露関係の悪化と核関連分野における協力の現状

経緯

2014年3月以来、ウクライナ問題をめぐる米露関係悪化に伴って、米国はロシアのプーチン大統領の側近や同国石油・ガス産業等を対象とした経済制裁を発動している¹。ロシアのソチで開催される予定だった主要国間首脳会議(G8)もロシア以外の7か国によって6月5日からベルギーで開催される等、ウクライナ問題をめぐる対立は収束する気配を見せていない。

こうした事態は、米露両国が長年取り組んできた核不拡散・核セキュリティ・核軍縮に関する協力にも影響を及ぼすのではないかと懸念されている。主なものだけでも以下の6つの案件に支障が生じているか、あるいは支障が出ると懸念されている。

協力に影響が出たもの

➤ オープンスカイ条約による査察飛行²

2002年発効のオープンスカイ条約を批准した米欧露34か国は、非武装の航空機を他の加盟国の上空に派遣して互いに査察を行い、軍事上の透明性確保や信頼醸成を図るとしており、ロシアはこれまで週に1度程度の査察飛行を受け入れてきた。しかし、4月14日から予定されていた米国とチェコによる査察飛行は、米国が悪天候を理由に延期を要請したものの、ロシアは予定期間に両国の査察機が現れなかつたとして査察をキャンセルした。その理由としては、ロシアに対する査察飛行でウクライナとの国境付近におけるロシア軍の活動が明らかになるのを嫌ったのではないかという米国政府当局者の見方が報じられ

¹ “G7 willing to step up sanctions on Russia over Ukraine,” June 5, 2014, *Reuters*

² “With Ukraine Tensions Mounting, U.S. Weighs New Sanctions Against Russia,” April 14, 2014, *The New York Times*; “U.S. Conducts Spy Flight Over Russia,” April 21, 2014, <http://freebeacon.com/national-security/u-s-conducts-spy-flight-over-russia/>; “Fisher: Canadians carry out ‘Open Skies’ mission over Ukraine,” May 29, 2014, <http://o.canada.com/news/canadians-carry-out-open-skies-mission-over-ukraine>

ている。ただしその後、ロシアやロシアと同じく同条約締約国であるウクライナへの査察飛行は計画通り実施されている。

協力停止が示唆されているもの

➤ 新 START (Strategic Arms Reduction Treaty) 条約に基づく査察³

米国によるさらなる制裁が行われた場合、ロシアは 2010 年に発効した新 START 条約に基づく同国内での査察を拒否することを検討していると報道されている。ただし米国政府はロシア側から何も通知されておらず、このような兆候も見られないとしている。

また米国においても、共和党主導の米議会下院が 2015 年度国防授権法案の審議において、ウクライナ問題等が解決するまで国防総省に対し新 START 条約の履行に予算を使用することを禁ずる条項を挿入した。

➤ ロシア国内の核施設の防護措置強化⁴

同じ 2015 年度国防授権法案には、下院軍事委員会において、「ウクライナ領土の主権をロシアが尊重するとオバマ政権が証明するまで」エネルギー省がロシア側との接触、協力、技術移転に予算を使用することを禁じる条項も挿入された。これは米露両国が冷戦終結後に締結した「協調的脅威削減計画 (Cooperative Threat Reduction Program)」、いわゆるナン・ルーガー計画の下で進めてきた協力を対象としている。

同計画の下で、米国は旧ソ連圏に残る大量破壊兵器やその発射装置の管理に関してロシアを支援してきた。ロシアが更新を拒否したため 2013 年 6 月に計画は失効したが、同時にロシア国内での核セキュリティ強化に関する米露協

³ “Russia Mulls Banning US Nuclear Arms Inspections - Source,” March 9, 2014, *RIA Novosti*; “House Passes Bill Blocking U.S.-Russian Arms Control Funds,” May 22, 2014, *Global Security Newswire*

⁴ “Fact Sheet: The Nunn-Lugar Cooperative Threat Reduction Program,” July 2013, http://armscontrolcenter.org/publications/factsheets/fact_sheet_the_cooperative_threat_reduction_program/; “GOP, White House Clash over Nuclear Security Provisions in Defense Bill,” May 20, 2014, *Global Security Newswire*

力は継続することで合意していた。しかしこの条項が成立した場合、機微な核物質を保管したロシア国内の施設の防護措置を強化するといった核セキュリティ上の対露支援が中止される恐れがある。

協力への影響が懸念されているもの

➤ 新たな核軍縮をめぐる米露協議⁵

2013年5月にオバマ大統領が提案した更なる核軍縮は以前から進捗を見せていなかつたが、ウクライナ問題によってさらに見通しが暗くなっている。特に欧州に配備された米国の戦術核の撤去は、ロシアとの協議が不要であるため進めることができると見られてきたが、ロシアとの対立が深まる中で欧州の核戦力を削減することは当面不可能と見られている。

➤ 欧州へのミサイル防衛システム配備をめぐる米露協議⁶

欧州にミサイル防衛システムを配備する米国の計画に対して、ロシアは従来から自国を標的にしたものであるとして批判し続けてきた。米欧はイラン及び北朝鮮の弾道ミサイルに備えるものであるとしていたものの、ロシアとの協議は平行線をたどっていた。米露間の軍縮協議と同様、ウクライナ問題によって米欧とロシアの間で何らかの合意に達するのは絶望的と見られている。

➤ 解体核兵器の処分方法をめぐる協議⁷

⁵ 戸崎洋史「ベルリン演説における核兵器削減提案」『軍縮・不拡散問題コメントリー』Vol.2, No.2 (2013年7月)、<http://www.cpdnp.jp/pdf/tosaki/CPDNP%20Commentary-2013.07.pdf>; "World leaders fear Ukraine crisis will harm nuclear cooperation," March 23, 2014, *Guardian*

⁶ "US 'anti-Russian' missile shield may threaten nuke reduction, officials warn," May 6, 2014, <http://rt.com/news/157096-us-ballistic-missile-europe/>

⁷ 「米国の余剰プルトニウム処分オプション分析評価についてのレポート」『核不拡散ニュース』第198号(2013年8月);「米国の余剰プルトニウム処分オプション分析評価についてのレポート」『核不拡散ニュース』第206号(2014年6月):U.S. Department of Energy, "Report of the Plutonium Disposition Working Group," April 2014,

米露両国は2000年に締結し2011年に改正した「余剰核兵器解体プルトニウム管理処分協定(Plutonium Management and Disposition Agreement)」及び同協定議定書の下で、解体した核兵器から生じたプルトニウムの処分をそれぞれ進めてきた。その後、米国では費用の超過が問題となり、協定で定めたMOX燃料に加工して商業炉で照射するという方式について現在米エネルギー省が再検討を行っている。しかし別の方法でプルトニウムを処分するとしても、米露関係が悪化する中、PMDAで必要とされる新たな方法にロシアの同意が得られるかどうか不安が残る他、米国の処分計画が大幅に遅れた場合にロシアが自国の処分計画を再考する可能性もあると懸念されている。

解説

以上のように、ウクライナ問題をきっかけとした米露関係の悪化は、両国間の核関連分野における協力に顕著な影響を与えていたわけではない。しかし、この分野における米露協力は、核軍縮に関する取り組みを中心にウクライナ問題が顕在化する前から対立が目立っていた⁸。米国議会には、米国が核戦力の削減を進める中でロシアが核戦力の近代化を進め、しかも中距離弾道弾禁止(INF)条約に違反する弾道弾を配備しているのではないかという懸念があった。ゴッテモラー(Rose Gottemoeller)国務次官(軍備管理・国際安全保障担当)も、国務次官補だった2010年当時に新START条約の締結に係る上院での承認を求めた際、この疑惑を知っていたにもかかわらず議会に情報を提供しなかったのではないかという批判を上院共和党から再三浴びている。ウクライナ問題はこうした対立や不信感をますます深刻化させ、米露協力をさらに困難なものとしている。

一方で、米国においても行政府は依然としてロシアとの協力継続を望むという姿勢を崩していない⁹。クリミア半島における住民投票をめぐって米露が対立していた3月

<http://www.nnsa.energy.gov/sites/default/files/nnsa/04-14-inlinefiles/SurplusPuDispositionOptions.pdf>

⁸ “An Intercontinental Ballistic Missile by any Other Name,” April 25, 2014, *Foreign Policy*; “GOP Demands Probe Into Envoy’s Knowledge of Russian Treaty Concerns,” May 27, 2014, *Global Security Newswire*

⁹ “White House Expects Russia to Stick to Arms Treaties, Despite Ukraine Crisis,” March 12, 2014, and “U.S. Eliminates Multi-Warheads on All Ground-Based Nuclear Missiles,” June 19,

12日、大統領府のシャーウッド(Liz Sherwood-Randall)調整官(国防政策・大量破壊兵器対処・軍備管理担当)は今後もロシアとの協力が続くとの見通しを示した。また米国がロシアに対する経済制裁を発動した後の5月9日にも、ゴッテモラー国務次官がロシアとの核関連分野での協力は国益にかなうとし、米下院に対してロシアとの核セキュリティ・核不拡散上の協力を禁止した条項を撤回するよう求めている。また4月と6月には、新START条約に基づく米国内でのロシア側の査察が予定通り実施された。

今後、米露間では両国の利害が衝突する核軍縮やミサイル防衛といった分野で協力が停止ないし減速し、協力が続くのは利害が一致するロシア国内の核セキュリティ強化等に限られると見られる。ただ、その核セキュリティをめぐっても、米国においては依然としてロシア国内での核物質管理には問題が多いと見ており、ロシア政府はこうした問題を認めていない¹⁰。米露協力が続いている核セキュリティ分野を含め、各分野における米露協力の今後の見通しは必ずしも明るくないと言えよう。

【報告：政策調査室 武田】

2014, *Global Security Newswire*; “Russian Nuclear Inspectors Tour Demolished US Launch Facilities,” April 22, 2014, *RIA Novosti*

¹⁰ “progress report Russian Federation,” Reference Documents, NSS 2014, <https://www.nss2014.com/en/nss-2014/reference-documents>; Matthew Bunn, “Advancing Nuclear Security: Evaluating Progress and Setting New Goals,” March 2014, <http://belfercenter.ksg.harvard.edu/files/advancingnuclearsecurity.pdf>

2 最近の主な国際核不拡散動向のまとめ

2-1 IAEA 核燃料バンクは今年中にホスト国（カザフスタン）との署名へ

カザフスタンの地元紙の報道によると、IAEA の核燃料バンク設立に関する同国と IAEA との協議は最終段階に入り、今年中にバンクに関する協定の署名に至る見通しである¹¹。

同国と IAEA との間では、これまで 14 回にわたる協議において、バンクのサイト候補として同国東部に所在するウルバ冶金工場を選定するとともに、IAEA とホスト国との間で締結する協定（保障措置、安全、および核物質防護上の措置、IAEA の決定に基づく濃縮ウラン燃料移送の権利委譲について規定）に関する折衝が行われてきた。今回の報道は、これらの一連の折衝を経て、協定署名の目途が立ったことを示すものであり、提案から 8 年越しの懸案であった IAEA 核燃料バンクの設立・運用の本格化が期待される。

本バンクの構想は、ウラン濃縮・再処理といった機微技術の拡散を抑制する目的で濃縮ウラン燃料の供給を保証するための燃料バンクを IAEA 管轄下に設立することを 2006 年に核の脅威イニシアティブ（NTI）が発表したことが契機となり¹²、有志国からの一定額の拠出金が集まつたことを受けて 2010 年に IAEA 理事会において承認され¹³、その後、ホスト国に立候補したカザフスタンと IAEA との間で、設立のための準備協議が進められていたものである。その間、IAEA からは、理事会における事務局長の冒頭挨拶において、カザフスタン政府とホスト国協定及び技術支援協定について交渉中である旨や現地における耐震評価を含む技術ミッションを同国に派遣している旨等が適宜発表された¹⁴。

サイト候補地であるウルバ冶金工場は、従来からウラン燃料加工を行ってきた実績を有し、保障措置や核物質防護への対応の優位性から選ばれたものと考えられる¹⁵。今回の報道では、各国からの拠出金は IAEA の管理下で低濃縮ウランの購入、及び

¹¹ The Astana Times website:

<http://www.astanatimes.com/2014/06/nuclear-fuel-bank-negotiations-reach-final-stages-agreement-expected-later-year/>

¹² JAEA 核不拡散ニュース: http://www.jaea.go.jp/04/np/nnp_news/attached/0118a1-1.pdf

¹³ IAEA website:

<http://www.iaea.org/OurWork/ST/NE/NEFW/Assurance-of-Supply/iaea-leu-bank.html>

¹⁴ 例えば <http://www.iaea.org/newscenter/statements/2013/amsp2013n11.html>

¹⁵ NTI website: <http://www.nti.org/facilities/753/>

低濃縮ウランのバンクへの輸送に充てられる一方、カザフスタンはサイトの提供と核物質の貯蔵等、バンクの運用に要するコストの負担を所掌する旨が述べられており、これは核不拡散のプロセスへの貢献に関するカザフスタンの意思を示すものとされている。

また、バンクからの低濃縮ウランの供給に関して IAEA と受領国とが締結するモデル協定では、受領国は低濃縮ウランの対価に加えてバンクから受領国への輸送費を IAEA に支払うことが規定されている。

なお、バンクに係る低濃縮ウランの調達について、今回の報道で言及されていないが、2010 年の IAEA 理事会で承認された際の配布文書では、通常の手続きによる一般入札とされている。公式な発表はされていないが、ロシアのアンガルスクにある国際ウラン濃縮センターからの調達が、バンクサイトへの地理的な近さとカザフスタンが同センターに出資している事情もあって有力ではないか、との見方もある。

【報告:政策調査室 玉井】

2・2 G7 ブリュッセル・サミットにおける「2014 年不拡散及び軍縮に関する G7 宣言」の軍縮及び原子力に係る部分の概要（要点）とその現状等

2014 年 6 月 4 日～5 日、ベルギーのブリュッセルで G7 サミットが開催された。サミットでは、外交政策（ウクライナ、東アジア情勢、北朝鮮等）、世界経済、エネルギー・気候変動及び開発についての議論が行われ、「首脳宣言」及び「コミュニケ」とともに、「2014 年不拡散及び軍縮に関する G7 宣言」が発出されている¹⁶。

うち、「2014 年不拡散及び軍縮に関する G7 宣言」¹⁷については、特筆すべき内容はないものの、昨今の核不拡散及び軍縮に係る課題等を遍く網羅している。それらの課題及び現状の把握及び理解に資するため、以下に当該宣言の軍縮及び原子力に

¹⁶ 外務省、「G7 ブリュッセル・サミット」、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_001095.html

¹⁷ 外務省、「G7 ブリュッセル・サミット
「2014 年不拡散及び軍縮に関する G7 宣言」(仮訳)」、
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000041167.pdf>

係る部分の概要(要点)を抽出し、併せて当該課題に係る背景、現状、課題等を記載した。

【報告：政策調査室 田崎】

G7 ブリュッセル サミット「2014年不拡散及び軍縮に関する宣言」で言及された軍縮及び原子力関連の項目及び概要（要点） とその背景、現状、課題等

項目 (パラグラフ番号)	G7 ブリュッセル・サミット「2014年不拡散及び軍縮に関する宣言」要点（軍縮及び原子力に関連する部分のみ）	背景、現状、課題等
核軍縮への取り組み及び戦力の透明性(4)	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器国が2010年のNPT運用検討会議で決定された行動計画に沿い、2014年4月のNPT運用検討会議第3回準備委員会で核軍縮に関する取り組みを報告したことを評価。 すべての締約国に行動計画アクション20（核兵器の削減及び軍縮に向けた計画的かつ漸進的な取り組み等）に沿い同様の報告を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> • 核兵器国による核軍縮への取り組み：2014年4月のNPT運用検討会議第3回準備委員会で、核兵器国から核兵器削減、核兵器の役割の低減、核兵器システムの運営状態等の低減等に係る報告書が提出された。しかし各国とも核抑止に関する政策は変更せず、米国の核兵器削減ペースは減速、露国と中国は核兵器保有数を公表していない¹⁸。 • 中国の動向：なお、SIPRI（ストックホルム国際平和研究所）によれば、2012年に5核兵器国の中、唯一中国が核軍備を増強¹⁹、また核政策の不透明性が指摘されている²⁰。
非核兵器地帯(5, 7)	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器国の中東アジア非核兵器地帶条約議定書署名と、東南アジア非核兵器地帶条約締約国との協議を継続する核兵器国のコミットメントを歓迎。 • 中東における非大量破壊兵器地帯の目標を支持し、設置に係る会議の開催準備のため域内諸国に相互の直接関与を呼びかける。 	<p>中東における非大量破壊兵器地帯設立への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2010年のNPT運用検討会議で、1995年の「中東に関する決議」に従い、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が支持された。 • 2011年10月、上記国際会議の開催地はフィンランド、会議のファシリテーターは同国外務次官補に決定した旨発表されたが、2012年11月、中東情勢及び域内国が会議開催条件に合意できないことを理由に会議の延期が発表された。具体的には会議出欠に係るイスラエル及びイランの態度、内戦

¹⁸ 武田悠、「NPT 再検討会議準備委員会における議論」、核不拡散ニュース、No. 0206, May 2014

¹⁹ SIPRI, "6. World nuclear forces", SIPRI YEAR BOOK 2013, <http://www.sipri.org/yearbook/2013/06>

²⁰ 外務省、「2. 核軍縮・不拡散分野の当面の課題」、<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2014/siryo15/siryo1-1.pdf>

		状態にあり化学兵器の使用や核開発疑惑指摘があるシリアの取り扱い等が延期の理由と言われている ²¹ 。
イラン(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ イランの核活動に対する国際社会の懸念払拭及びイランが核兵器を取得しないことを確保するためのEU3+3の努力及びイランの核活動が平和目的であることを検証するためのIAEA活動を支持。 	<p>EU3+3による交渉状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年11月、イランとIAEAは、核開発問題の解決に向けた今後の協力に関する共同声明に署名。同月に開催されたEU3+3及びIAEAとの協議では、包括的解決に向けた共同計画が発表された。共同計画は、①交渉当事者が6ヵ月間に実施する第一段階の措置（イランによる5%を超えるウラン濃縮活動停止、20%濃縮ウランを5%以下へ希釈または酸化ウランへの転換等、EU3+3による限定的かつ一時的で対象を限定した可逆的な制裁解除等）、②最終段階の包括的合意（1年以内を目指す）から構成され、2014年1月20日から上記の①第一段階措置の履行を開始することで合意した²²。 ・ 2014年5月の交渉につき、報道によれば、EU3+3とイランは「交渉期限とする2014年7月20日までの最終合意を目指し合意文書の起草作業に入ったが、EU3+3がイランに認める濃縮活動の範囲等についての対立を解消できず進展がないまま終了した」²³という。 ・ 2014年6月16日～20日に交渉が行われ、上記①の第一段階の措置の期限である7月20日に向け合意文書の策定を完遂できるか否かが②最終段階の包括的合意への鍵とされていた。報道によれば、合意文書は大枠では一定の前進はあったが、ウランの濃縮活動の規模（遠心分離機数）や、経済制裁解除の方法等の主要項目で合意に達せず、7月20日までの最終合意を目指し、7月2日からウィーンで3週間の長期交渉を行う予定とのことである²⁴。
シリア(10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ シリアの保障措置義務の不遵守の是正及び核活動に関する未解決問題を解決する上でIAEAと協 	<p>・現状：2011年6月、IAEA理事会がシリアのデイル・エッゾールにおける未申告での原子炉建設及び同国とのIAEAとの保障措置協定補助取締コード</p>

²¹ 戸崎洋史、「中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の開催に向けて」、Hiroshima research news, Vol.15 No.3 March 2013

²² 日本原子力研究開発機構、「イラン核問題」http://www.jaea.go.jp/04/np/archive/nptrend/nptrend_01-06.pdf

²³ 日本経済新聞 WEB、「米、イランと核問題で会談 ロシアもイランと会合」、2014年6月8日、

http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM0701X_X00C14A6FF8000/

²⁴ NHKニュースウェブ、<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20140621/k10015396251000.html>

	力することを要請。	3.1に基づく設計情報の提供を怠っていたことに対し、保障措置協定義務の不遵守を認定し、同不遵守を国連安保理に付託する決議を採択し、翌月安保理で協議が開催されたが、露及び中国の反対で合意に至らず。アラブの春を受けて2011年1月以降、アサド大統領（露国、イラン、イラク及びヒズブッラー ²⁵ が支援）と反政府勢力（カタールとサウジアラビアを中心とする湾岸アラブ諸国(GCC)、トルコ、英仏、米国等が支援）が衝突し内戦状態にあり、核問題の解決は困難な状況 ²⁶ 。
北朝鮮(11)	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮を核武装国として認めず、核兵器及び核計画の放棄とNPT及びIAEAへの復帰、不拡散の義務の遵守を求める。北朝鮮による核及び弾道ミサイル開発計画の継続を非難。寧辺の核施設、ウラン濃縮及びプルトニウムに関連する核活動の停止を要請。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状：北朝鮮は1974年にIAEA加盟、1985年にNPT加盟、1992年にIAEAと包括的保障措置協定を締結しているが、1993年と2003年にNPT脱退を表明、2006年、2009年及び2013年に核実験を実施、国連安保理決議を無視して核活動を継続している。SIPRIは2014年1月現在で、北朝鮮は6～8個の核兵器を所有していると予測している²⁷。 北朝鮮は2005年9月の6者会合共同声明ですべての核兵器及び既存の核計画の放棄を約束したが、その後もミサイル発射、核実験を行い2008年12月に六者会合に係る首席代表者会合を最後に6者会合は開催されていない。 2014年3月25日、ハーグで、日米韓3カ国の首脳会談が行われ北朝鮮の非核化を共同で推進するために6者会合首席代表者会合を早急に開催することで合意に達したと報じられたが²⁸、翌26日、北朝鮮が中距離弾道ミサイル「ノドン」2発を発射、6者会合開催の見通しは立っていない。

²⁵ レバノンのシア派イスラム主義組織、武装組織。ベイルートの米海兵隊兵舎テロ(1983年)、ベイルートの米大使館爆破テロ(1983年及び1984年)など、ゲリラ攻撃や要人誘拐等を行い、欧州や米国等はテロ組織とみなしている。2011年に連立政権ではあるもののレバノン政府を事実上掌握。

²⁶ 日本原子力研究開発機構、「シリア核問題」、http://www.jaea.go.jp/04/np/archive/nptrend/nptrend_01-07.pdf

²⁷ SIPRI, http://www.sipri.org/media/pressreleases/2014/nuclear_May_2014

²⁸ 新華経済 2014年3月26日「韓米日首脳、6者会合首席代表者会合の早期開催で一致—韓国メディア」、http://www.excite.co.jp/News/chn_soc/20140326/Xinhua_77547.html

核軍縮-信頼醸成、透明性 (12)	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器国に対し核軍縮に係る信頼醸成及び透明性に関する取組継続を促す。 米露の新START条約の継続的履行及び英仏の軍縮関連の行動を歓迎し、核軍縮努力を実施していない他の国に対しその削減を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国: 上述の通り2012年は中国のみが核軍備を増強しているとされ、左記の「他の国」とは暗に中国を指す。今後は中国を含めた多数国間交渉の実現が課題とされている²⁹。 米露: なお、新START後の核軍縮等に関する、2013年6月、オバマ大統領はベルリン演説で配備済みの戦略核兵器を最大で3分の1削減すること、欧州における米露の戦術核の削減を模索する旨を提案したが、露国は、米国が露国に核軍縮を提案する一方で欧州ではミサイル防衛(MD)計画を進めていること、露国と国境を接する中国の核軍備増強に鑑み中国も核軍縮交渉に参加する必要があるとし、提案には難色を示していた。加えて昨今のウクライナ問題を巡る米露の対立で、現時点では米露間の軍縮の進展は困難と見られている（詳細は前述の「米露関係の悪化と核関連分野における協力の現状」のニュースを参照）。
CTBT (13)	<ul style="list-style-type: none"> CTBT（包括的核実験禁止条約）の早期発効及び普遍化はすべての国の安全保障上の利益。CTBTの未署名、未批准国はすぐに署名、批准すべき。 自主的な核爆発実験に対するモラトリアム遵守を歓迎し、あらゆる国がCTBTの目的及び目標を無効とするような行為を慎むことを呼びかける。 	<p>CTBT発効に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> CTBT発効には、発効要件国44か国すべての批准が必要だが、発効要件国の残り8カ国の条約批准が必要（署名済・未批准は米、中、エジプト、イラン、イスラエル、未署名・未批准は北朝鮮、インド、パキスタン）。 米国の条約批准には上院の3分の2(67票)が必要だが、現在の上院構成（民主党系55人、共和党系45人）では超党派の合意が必要とされ、2014年11月の中間選挙、2016年の大統領選挙を鑑みると現オバマ政権中に超党派の合意形成は困難と見られている³⁰。一方インドは、NPTの無期限延長、CTBTが爆発を伴わない未臨界核実験を禁止していないこと、核兵器国の核廃絶期限の不明確さ等を理由にCTBTに反対、条約に署名しておらず、パキスタンもインドが未署名なことを理由に署名していない。上記を鑑みるとCTBTの早期発効は当面は困難な模様。
FMCT (14)	<ul style="list-style-type: none"> CD(ジュネーブ軍縮会議)停滞に対し増大する国際社会の焦燥感を共有。 	<p>FMCT交渉開始に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> FMCTは1993年9月にクリントン米大統領（当時）が国連総会で提案し、CD

²⁹ 外務省、「2. 核軍縮・不拡散分野の当面の課題」、<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2014/siryo15/siryo1-1.pdf>

³⁰ 西日本新聞「進まぬ核軍縮～米国からの報告(下)【暗礁】CTBT 見えぬ道筋」http://www.nishinippon.co.jp/feature/kaku_gunshuku/article/79181

	<ul style="list-style-type: none"> 核不拡散と軍縮を進展させる多国間交渉の次なる論理的措置はFMCT（兵器用核分裂性物質生産禁止条約、通称カットオフ条約）の交渉であり、国連の政府専門家会合（GGE）の作業を歓迎。 	<p>が交渉の場とされたが、2009年以降、パキスタンが交渉参加を拒否し、交渉が停滞。2011年から日豪両政府共催による専門家会合（GGE）が開催されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> FMCTの主目的は、核兵器国及びNPT非締約国（特にインド、パキスタン、イスラエル）の核能力の凍結であるが、パキスタンは、米印原子力協力協定を批判し、インドが同協定下での核燃料輸入により同国内の核兵器用核分裂性物質が増加、パキスタンとの差が広がることを懸念³¹、過去の生産分を対象外にしない限り交渉には参加しないと表明しており³²、交渉開始は容易ではない状況。（なお、パキスタンは米印原子力協力協定に対抗し、以前からの同盟国である中国から新たに2基の大型原子炉を総額91億ドル（約8,900億円）購入する契約を締結³³。中国が建設工事と運転期間中の燃料供給を保証、総費用の82%に該当する65億ドルを融資すると報じられている³⁴。）
原子力安全、原子力損害賠償（16）	<ul style="list-style-type: none"> 原子力損害賠償責任に関する国際的な制度の構築に向けた作業を含む原子力安全に関するIAEAの行動計画の実施に対する支持を求める。原子力安全条約の実効性強化に係る進展を歓迎。 	<p>・原子力損害賠償に係る国際条約につき、2014年6月に開催された民生用原子力協力に関する日米二国間委員会第3回会合において日本は、2014年中に原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）締結承認案件を国会に提出することを表明した³⁵。CSCは現時点で未発効であり、発効には、5カ国の批准（現在の加盟国はアルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、米国の4カ国のみ）及び批准国の有する原子炉の熱出力合計が4億kW以上あることが必要なため、2008年に同条約を批准した米国は、同条約の発効に向けて日本にCSCへの加盟を強く促していた。</p>

³¹ 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター「軍縮・不拡散問題ダイジェスト」、Vol.1, No. 1, 2010年2月1日、
[http://www.cpdnp.jp/pdf/Digest100201\(Tosaki\).pdf](http://www.cpdnp.jp/pdf/Digest100201(Tosaki).pdf)

³² SWISSINFO.CH、「ジュネーブ軍縮会議に存続の危機？」、<http://www.swissinfo.ch/jpn/detail/index.html?cid=32502196>

³³ The Wall Street Journal 国際版「中国、パキスタンに原子炉追加輸出へ」、2013年10月16日、
<http://jp.wsj.com/news/articles/SB10001424052702303831204579138151251691162>

³⁴ 海外電力調査会ニュース「パキスタン：原子力委員会議長、原子炉32基の導入を表明」、<http://www.jepic.or.jp/news/pdf/2014.0317-0226.pdf>

³⁵ 外務省、「Fact Sheet: 民生用原子力協力に関する日米二国間委員会第3回会合（仮訳）」、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000041547.pdf>

		<ul style="list-style-type: none"> 2011年9月のIAEA理事会及び総会で採択、承認された「原子力安全に関するIAEA行動計画」の一つに「加盟国は全ての関係国の懸念に対応する原子力損害賠償責任に関する一つの国際的な制度の構築に向けて作業する」³⁶とあり、日本の加盟によるCSCの発効はその要求に符合するもの。
IAEA 核燃料バンク (17)	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料サイクルに係る多国間アプローチは原子力エネルギー計画に貢献。カザフスタンにおけるIAEA核燃料バンクに係るIAEAの活動を支援し、バンク設立に係るホスト国協定の早期締結を要請。 	<p>IAEA核燃料バンクの経緯及び現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010年12月、IAEA理事会はIAEA事務局長にIAEA核燃料バンク（LEUの備蓄）の設立権限を付与する決議を採択。当該バンクはIAEAが所有・管理し、政治的な理由（技術的もしくは商業的な理由を除く）による核燃料供給途絶の際に代替燃料の供給保証を支援するもの。カザフスタンがバンクをホストすることを表明、2011年8月、IAEA技術ミッションがカザフスタンのバンク設置候補地2か所の評価を行うために設立された³⁷。報道によれば、IAEAの核燃料バンク設立に関するカザフスタンとIAEAとの協議は最終段階に入り、今年中にバンクに関する協定の署名に至る見通しとのこと³⁸（詳細は前述の「IAEA核燃料バンクは今年中にホスト国（カザフスタン）との署名へ」のニュースを参照）
保障措置 (18)	<ul style="list-style-type: none"> IAEAの役割、核不拡散体制の効果的実施に不可欠な保障措置制度を支持。 追加議定書(AP)に未署名、未批准の国に対し署名、批准を要請。 	<p>APの批准、署名状況及びその背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年5月現在、AP署名国は144カ国1機関(EURATOM)であるが、批准国は123カ国と1機関（同左）にとどまる。主要な未批准国は、アルゼンチン、インド、イラン、マレーシア、タイ、チュニジア等で、主要な未署名国は、ブラジル、北朝鮮、エジプト、イスラエル、サウジアラビア、オマーン、カタール、シリア等。 原子力先進国はAPの義務化を主張しているが、NAM諸国の多くは、APは文字通りNPTで義務とされる包括的保障措置の追加的な措置であり、各国の自主的判断に任されるべきもので、APはNPT第4条が規定する原子力平和利用の権利を阻害するものであってはならないと主張している。しかしNAM

³⁶ 外務省、「原子力安全に関するIAEA行動計画」、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/iaea/pdfs/plan1109.pdf>

³⁷ IAEA, "Assurance of Supply for Nuclear Fuel", <http://www.iaea.org/OurWork/ST/NE/NEFW/Assurance-of-Supply/iaea-leu-bank.html>

³⁸ The Astana Times website: <http://www.astanatimes.com/2014/06/nuclear-fuel-bank-negotiations-reach-final-stages-agreement-expected-later-year/>

		諸国も一枚岩ではなく、UAEやベトナム等のように自国の原子力導入の必要性からAPを批准する国もある。
核セキュリティ (19)	<ul style="list-style-type: none"> 2014年3月のハーグ核セキュリティ・サミットの成果を歓迎。 米国と協力して実験炉から数百キログラムの核物質撤廃を表明した日本等は核セキュリティの推進を意図した合同コミットメントの重要な部分であり、他国が透明性確保のための追加的措置をとることを要請。 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年3月、オランダのハーグで核セキュリティ・サミットが開催され、①核物質（高濃縮ウラン及び分離プルトニウム）の最小化への取り組み、②改正核物質防護条約の発効、③核セキュリティにおけるIAEAの役割、の重要性等が確認された³⁹。 なお、上記の③に係り、2016年の米国での核セキュリティ・サミット後の国際社会の核セキュリティへの取り組みにつき、ハーグ核セキュリティ・サミットのコミュニケでは「IAEAが調整に主導的役割を果たす形で核セキュリティを取り扱う多様な国際的なフォーラムに我々の代表者が継続的に参加する。」⁴⁰との文言が盛り込まれ、従来の保障措置に加え核セキュリティにおいてもIAEAの果たす役割が示唆されている。
(改正) 核物質防護条約 (20)	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護条約 (CPPNM) 締約国に改正CPPNMの批准を要請。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状：2005年に、現行CPPNMに比し、自国内の核物質の使用、貯蔵、輸送も防護対象とし妨害破壊行為も処罰対象とする改正CPPNMが採択された。 改正CPPNMは、現行CPPNMの締約国の3分の2が改正を締結した日の後30日目の日に、同条約を締結した国について効力を生ずるが、2013年12月現在、CPPNM発効国は148カ国とEURATOM+署名国44カ国で⁴¹、うち改正CPPNM締結国は76カ国（2014年5月現在）⁴²にとどまっている。 上記の状況に鑑み、2014年3月のハーグ核セキュリティ・サミットでも2014年後半に改正CPPNMの発効を目指す旨が再確認されている⁴³。 なお、日本では2014年6月に改正CPPNM及び同条約の国内担保法である放射線発散処罰法の改正案が国会で承認された⁴⁴。

³⁹ 外務省、「安倍総理大臣によるハーグ核セキュリティ・サミット出席(概要と評価)」、http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page22_000994.html

⁴⁰ 外務省、「ハーグ核セキュリティ・サミット コミュニケ」http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page22_001001.html

⁴¹ IAEA、http://www.iaea.org/Publications/Documents/Conventions/cppnm_status.pdf

⁴² IAEA、http://www.iaea.org/Publications/Documents/Conventions/cppnm_amend_status.pdf

⁴³ 外務省、「ハーグ核セキュリティサミットコミニュケ」、同上

⁴⁴ 内閣法制局、http://www.clb.go.jp/contents/diet_186/treaty_186.html

NSG ガイドライン (22)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力供給国グループ (NSG) の努力を歓迎。核不拡散の努力を強化するために追加議定書(AP)を供給の条件とするとの議論を支持。 現状：2011年に改定されたNSGガイドラインではウラン濃縮・再処理品目の移転にあたりAPを批准していない国（具体的にはアルゼンチン、ブラジルに対しても移転を許す余地を残している⁴⁵）。 なお、NSGから供給を受ける側の受領国につき、上述のように一部のNAM諸国はAPの義務化に賛成していない。
------------------------	--

なお、以下の事項も「2014年不拡散及び軍縮に関するG7宣言」で取り上げられている。

- NPTの脱退規定(パラグラフ8)**: NPTからの脱退の権利を認めつつ、脱退について対処する方法及び措置が必要。脱退の影響評価に係り国連安保の役割を強調。脱退前の原子力資機材の移転は平和利用に留まりIAEAの保障措置下にあるべき。2015年運用検討会議で緊急に対処する必要があるとの認識を歓迎。
- 核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)(パラグラフ21)**: GICNT及びその他の国際的な努力を賞賛。
- 1540委員会(パラグラフ27)**: 1540委員会のマンデートを10年間延長し、国連安全保障理事会決議1540号の義務を再確認した決議1977号の採択を歓迎。全ての国による決議1540号の取り組みを招請。
- 拡散に対する安全保障構想(PSI)(パラグラフ29)**: PSIを支持するとともに、PSIへの参加を促進するアウトリーチを推進、法的及び運用上の問題に焦点を当てる。

⁴⁵ 日本原子力研究開発機構、「原子力供給国グループ(NSG)における機微な原子力資材、技術の移転に関する規制強化の合意について」、
http://www.jaea.go.jp/04/np/nnp_news/attached/0163a1-1.pdf

3 核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの活動報告

3-1 「NDC ワークショップ 2014」 参加報告

CTBT 機関(CTBTO)準備委員会主催の国際会議である「国内データセンター(NDC)ワークショップ(以下、NDC ワークショップ)」は、各国 NDC の CTBT 検証能力向上、CTBTO が各国 NDC に提供しているデータやプロダクト、サービスについての評価と CTBTO の業務改善へのフィードバック、及び各国 NDC 間での情報共有等を目的とし、年に 1 度開催されている。NDC ワークショップ 2014 は 2014 年 5 月 12 日から 16 日まで、オーストリアのウィーンにおいて開催され、60 カ国から 101 名、CTBTO から 24 名の計 135 名の参加登録があった。メイントピックである「NPE(NDC 準備試験) 2013」の他、「CTBTO が提供しているデータ、プロダクト及びサービス」、及び「NDC フォーラム」の 3 つのセッションにおいて、56 件の口頭発表並びに 35 件のポスター発表がなされた。原子力機構からは核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの木島が出席し、日本の CTBT 国内運用体制である事務局(国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター)、NDC-1(日本気象協会)及び NDC-2(原子力機構)の 3 者共同で取り組んだ、NPE2013 の解析結果について報告を行った。また、原子力機構における CTBT 関連業務に資するため、CTBTO や他国 NDC と意見交換、情報共有を行った。

NPE は核爆発実験の検証を念頭に置いた、年に 1 度実施されている各国 NDC を対象とした共通演習であり、CTBTO の協力の下、ドイツ NDC がシナリオを準備している。今回のシナリオは「ある締約国が、2013 年 9 月 4 日欧州の仮想の FRISIA 国で発生したイベント(地震及びそれ以降に複数の観測所で検出された人工放射性核種の仮想の検出)が CTBT の禁止する核爆発実験の疑いがあり、OSI(現地査察)の要請を検討している。他の締約国はそれぞれの手法を用いて、2013 年 9 月 4 日に FRISIA 国にて核爆発があったかどうかを検証する」というものであった。報告者は本セッションの中で、日本の CTBT 国内運用体制にて本演習に取り組んだ結果、最終的に「2013 年 9 月 4 日に FRISIA 国にて核爆発はなかった」との結論を得たことを報告した。NPE2013 の参加国は 20 カ国にのぼり、大部分の国が同様の結論を得た。本セッションの中でその後、シナリオチームより、FRISIA 国における疑惑のイベントは核爆発実験ではなく、ガス田付近にて起こった自然地震であるとのシナリオであったことが明かされた。日本をはじめ参加国の中にはさらに検討を加え、複数の CTBT 放射性核種観測所にて仮想的に検出された放射性核種の放出源についても報告が行われた。日本は「核爆発があったと仮定した場合、8 月 21 日にドイツ-ベルギー国境付近にて核爆発が起り、その後 9 月 4 日に遅延放出が起こった可能性が考えられる。但し、この推論には核爆

発にしては地震の規模が小さすぎる等の疑問点があり、非常に低威力の核兵器が使用された等の前提条件を必要とするため、そもそも核爆発ではなく、医療施設や原発等からの放射性核種放出の可能性が否定できない」との結論を述べたが、この点に関しては参加国の中で意見が分かれた。なお、シナリオチームから「人工放射性核種の放出はドイツ南部における原子炉事故によるもの」であったことが明かされ、日本の推論は概ねシナリオと合致していた。しかし、核爆発による放出か原発あるいは医療施設等からの放出かの識別は難しく、日本はこの点に関しては詳細な検討を行うことができなかつたが、放射性キセノン同位体比を用いて識別を検討した国もあり、今後の業務遂行の上で有用な知見を得ることができた。

次回のNPEシナリオ案の一つに、これまでのNPEで実施してこなかった(NPEは2007年から実施されているが、初期NPEは地震波形解析が中心であった)、放射性核種データのスペクトル解析を行うことについて意見が出されたが、通常の観測所データには基本的に人工放射性核種は存在していないため、人為的に放射性核種を追加する必要がある。次回もドイツNDCが基本的にNPEシナリオチームを担当することが会議中に報告されたが、会議終了後に報告者は、CTBTOのKalinowski氏及びドイツNDCのBonnemann氏から、模擬データを用いた試験で経験のある日本も次回のNPEシナリオチームに是非参加し協力して欲しい旨、強い要請を受けた。また、スウェーデンNDCのMortsell氏より、本年9月下旬にスウェーデンにて開催予定のATM(大気輸送モデル)に関するワークショップに日本からも是非出席して欲しい旨の依頼を受けた。

また、NPE以外のセッションでは、新興国NDCによる活動内容の発表や、CTBTOが主に新興国NDCを対象に行っている能力開発・訓練コースに関する紹介、IDC(国際データセンター)データ及びプロダクトへの接続サービスでCTBTOが新たに開発あるいは大幅に機能を向上させたSSO(シングルサインオン)やSWP(セキュアウェブポータル)、NMS(新メッセージシステム)等に関する紹介並びにデモンストレーションが行われた。

その他、全体会議の中でCTBTOのKalinowski氏より、2012年から開催している東アジア地域NDCワークショップで実施している共通試験において、日本が毎回、シナリオ作成への協力等で、このワークショップに対し大きく貢献している旨の発言があり、日本の国内運用体制の存在感が増してきていることが実感できた。今後は要請のあつた次回NPEにおけるシナリオ作成への協力などを通じて、本NDCワークショップに対してさらに貢献していくよう努力する所存である。

【報告：技術開発推進室 木島】

3-2 バングラデシュセミナー概要

概要

昨年6月に実施した現地でのニーズ調査の結果に基づき、バングラデシュ外務省の全面的な支援のもとバングラデシュ原子力委員会(BAEC)と共に、原子力の平和利用に関するセミナーを開催するとともに、今後の本分野の協力のため、担当諸機関との意見交換を行い、具体的なトレーニング等の内容、方策について検討した。

成果

① セミナー概要（6月4-5日）

6月4・5日の二日間、バングラデシュ国首都ダッカの Ruposhi Bangla Hotelにおいて、日本原子力研究開発機構 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)はバングラデシュ国外務省・科学技術省・原子力委員会他と原子力の平和利用と核不拡散に関して「Seminar on Peaceful Use of Nuclear Energy and Nuclear Nonproliferation」と題するセミナーを開催した。

セミナーのオープニング・セッションへは、バングラデシュ側から Mr. Abul Hassan Mahmood Ali 外務大臣、同省次官、Mr. Yeafesh Osman 科学技術大臣、同省次官、Dr. Shahana Afroz 原子力委員会委員長他多くの政府高官を含む 110 名が出席した。その後、実務者に参加者を絞ったワーキング・セッションが行われ、バングラデシュ側からは 62 名の参加者があった。日本からは、持地敏郎 原子力機構 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター長、他 3 名、アナタ・ニルソン AN & Associates 代表(元 IAEA 核セキュリティ部長)が参加した。

在バングラデシュ日本大使館からは佐渡島志郎大使が出席し、セミナーのオープニング・セッションにおいて、バングラデシュと我が国との原子力分野での協力関係の進展などを中心に挨拶を行った。また、バングラデシュ国外務大臣・科学技術大臣からは、それぞれの立場から今回のセミナーの開催を歓迎し、原子力分野の人材育成の必要性、原子力政策の正当性等が述べられ、将来の両国の原子力分野での協力の期待が示された。

オープニング・セッションでは、多くのプレスが集まり、特に外務大臣の挨拶には注目が集まつた(翌日の新聞各紙もバングラデシュの国家的イベントとして、本セミナーを広く報道していた)。なお、ここに、バングラデシュへの原子力プラントの供給が決まっているロシアから大使が出席していたことは特筆すべきことである。

セミナーのパート1では、今回参加ができなかつた IAEA のビデオメッセージが寄せられ、今回のセミナーの意義を示すとともに、今後の IAEA-バングラデシュ相互の協力強化が述べられた。バングラデシュ側の原子力開発計画として、2020/2021 までの原子炉 2 基導入(ロシア契約済み)に加え、さらに 2030 までに追加の 2 基(合計 4000MW)により全電力の 19%をまかなう計画であることが示された。ロシア以外の西側諸国の参画を促すものと思われる。

パート2からは、核不拡散の法体系につき、両国から報告があつた。日本側の報告に対し、福島事故以降の変化について問われ、開発部門と規制部門の独立が最大の変化である旨回答した。バングラデシュ側は、追加議定書(AP)批准を含め、保障措置、核セキュリティ双方の IAEA との協定等を概ね満たしており、これを担保する法体系の整備を行つてゐる。

トピック1、2として、3S(安全、保障措置、セキュリティ)の重要性、福島第1原子力発電所事故の状況、特に最近の状況について解説し、多くの質疑応答があつた。

セミナー2日目は、保障措置、核セキュリティの各論について、両国から状況を報告した。一様に福島事故のその後の日本の対応について関心が継続してゐた。

総括として、バングラデシュは原子力発電所の建設を目前に控え、法体系等の整備は進めているものの、組織・体制を整備するための十分な人材育成、特に核不拡散・核セキュリティ分野での育成が進んでいるとは言えず、喫緊の課題として認識されているようである。

② バングラデシュ関係機関との事後打ち合わせ（6月5日午後）

セミナー終了後、14 時から事後打ち合わせを行つた。担当間で技術的な意見交換を予定した会合であるが、BAEC の委員長、外務省の部長クラスも出席し、前半はやや外交的な話題となつた。参加者は、セミナーについては、時期、規模、内容等につき概ね好評であつた。

今後の進め方については、保障措置、核セキュリティ両面からの人材育成のサポートを期待する旨が示された。人材育成について、現状の研究炉しかない状況ではそれなりの対応が可能であるが、直面している2020/2021の原子炉2基導入、さらに2030までの追加の2基(合計4000MW)を考えるとその状況に強い懸念を持っている。人材育成計画の素案とともに、ISCNに対するリクエストをまとめ、送つてもらうことになった。保障措置関係に関しては、IAEAから十分な訓練が供給されていると聞いていると水を向けたところ、教育を受けたメンバーがそれぞれ別の分野で働くを得ず、十分な体制が取れない、発電炉導入に関して、かなり人材が不足している内情が語られた。急に発電炉を立ち上げる場合、どこの国でもありがちな状況である。原子力エンジニアリング、安全、その次の保障措置、核セキュリティという構図である。

今後の両者の協力関係について、以下の分野について両者が協力していくことが必要であると確認された。

- ・ 原子力平和利用と核不拡散・核セキュリティに関するセミナーについて、次年度以降の開催について検討。
- ・ バングラデシュの核セキュリティ、保障措置体制の強化と人材育成に関し、核セキュリティセンターが日本国内で開催する本分野のトレーニング等へのバングラデシュの参加を中心とした両者の協力。
- ・ 核セキュリティセンターが行うIAEAの核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)に関する研修他へのバングラデシュの参加。
- ・ その他双方が合意する事項。

③ 在バングラデシュ日本大使館での事前打ち合わせ（6月3日午後）

在バングラデシュ日本大使館の佐渡島大使を訪問し、6月4日からのセミナーの準備状況、当日の冒頭挨拶についての確認を行った。また、昨年以降のバングラデシュ国内の政治・治安状況の情報、バングラデシュの国民性等興味あるお話を頂いた。

【報告：能力構築国際支援室 川太】